

2026年度 第2回 動物実験委員会 議事録

日 時 : 2026 年 9 月 15 日 (火) 11 時 00 分～12 時 00 分
審議方法 : オンライン審議
構成員 : 5 名
出席者 : 5 名
欠席者 : 0 名
出席委員 : 蕪木智子、小林幸次、大城聰、鈴木政登、實川佐智恵
議 長 : 大城 聰 動物実験委員会委員長
幹 事 : 高塚 弥 研究推進室事務長

≪議 事≫

大城 聰 動物実験委員会委員長が議長となり、11 時 00 分に開会を宣した。

報告事項

1. 2026 年度公私立大学実験動物施設協議会定期総会の講演内容について

【報告者：研究推進室 中島課員】

講演者 4 名からの報告内容 (AI システムの開発、微生物モニタリング、動物実験従事者への教育訓練、社会的意見の変化等) について共有がなされた。

【質疑・議論】

学生が実験動物の写真を SNS に投稿すること等の情報管理・コンプライアンス教育について議論が行われた。これに対し、蕪木委員より、学生に対して不適切な投稿行為を避けるよう実習講義等において日頃から教育・指導を行っていることが確認された。

2. 2026 年度実験動物慰霊式開催 (10/20) について

【報告者：研究推進室 中島課員】

2026 年度実験動物慰霊式の計画について報告された。

日時 : 2026 年 10 月 20 日 (火) 12:30～

場所 : 東松山キャンパス 5 号館 M ホール

周知方法 : 関係者へ研究推進室のメーリングリスト経由で案内を行う。

更に担当教員から学科教員に周知する。

議 案

1. 2026 年度動物実験申請 1 件の審査について

概要 (蕪木委員より申請) :

内容 : 栄養食品学実習 (成長期におけるタンパク質の栄養学的役割の理解)

期間： 10 月 15 日 ～ 11 月 15 日

使用動物： マウス 24 匹

対象： 学生 33 名（6 匹ずつグループに分かれて実施）

【審議・質疑】

鈴木委員： スポーツ栄養や高齢期栄養に関する目的表現について確認質問があった。

蕪木委員： 本実験は学生実習であり論文投稿を目的とした研究ではないため、現行の目的表現のままで問題ない旨の回答および説明がなされた。

【審議結果】

鈴木委員および各委員による確認を得て、承認とした。

2. 2025 年度動物実験手続き（教育実習）の不備と対応について

【報告者：高塚事務長】

背景と問題の報告：2025 年度に実施された栄養食品学実習の 1 件において事前の動物実験申請漏れという手続き上の不備が判明した旨が報告された。併せて、本件に伴い学長から動物実験委員会に対し、動物実験規程第 38 条（罰則適用）に基づく諮問がなされた旨の説明があった。

【報告者：研究推進室 中島課員】

調査結果と安全面への影響：本件の原因は担当教員の単純な失念による申請書の提出漏れであった旨が報告された。なお、動物愛護の観点（3R 原則等）は遵守されており、感染症リスクや噛みつき事故をはじめとする学生の健康・安全面においても問題は発生していないことが説明された。

審議（罰則および規程の適用）：

小林委員： 第 38 条の罰則適用について質問を行った。

鈴木委員： 本件は悪質なものではなく単純な失念であること、また罰則適用により学生教育に不利な影響を与えることを避ける観点から、「厳重注意」に留めることが妥当・現実的であると提案した。

實川委員： 学生実習の運用に関して質問があった。

【審議結果】

規程適用の公正性と透明性を確保しつつ、学生に不利益が生じないよう配慮した結果、本件については「厳重注意」を答申する方針で合意した。

<再発防止策および運用改善（その他関連協議）>

1. 申請体制の強化（ダブルチェック体制）：

實川委員からの申請体制に関する質疑に対し、委員から実習スタッフの再教育訓練や研究推進室 中島課員より、今後は申請時のダブルチェック体制（実験責任者と助手の連携）を導入する旨が報告された。また、高塚事務長より、動物実験を伴う実習手順書へ「事前

申請の必須性」を明記する案が提示された。

2. 責任の明確化：

手続き上の周知活動については引き続き研究推進室が担うものの、動物実験の実施に伴う責任の所在は申請責任者である動物実験責任者自身にあることが改めて確認された。

3. 管理体制・今後の課題：

實川委員より動物の購入・管理体制について質問があり、現状は動物実験責任者が直接業者と連絡を取っていること、また人的資源の制約から動物実験施設に専門職員が常駐していないことが背景にある等が共有された。なお、2025年度の該当実験に使用された実験動物の匹数の取り扱いについては、現況調査票や自己点検報告書には含めず、将来的に外部評価を受ける際、外部評価機関等へ確認することとした。

以上